

■マイ・ペイすリボ特約

第1条 取扱概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及びJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）は、当行に支払うべき毎月のリボルビング払いの弁済金の上限額（以下「マイ・ペイすリボ基準額」といいます。）をあらかじめ指定することができます（以下当該指定によるリボルビング払いを「マイ・ペイすリボ」といいます。）。また、当行が申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条 カード利用代金の支払区分等

- (1) カード利用時の支払区分が1回払い又はリボルビング払いの場合、会員規定第27条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（会員規定第29条（リボルビング払い）第1項②に定める締切日をいいます。以下同じとします。）時点において、当該月の利用代金が、次項に基づき会員が弁済金のお支払コースを指定した際に指定した金額の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当行が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
- (2) カード利用の弁済金（毎月支払額）は、会員規定第29条（リボルビング払い）にかかわらず、次のとおりとします。なお、会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
 - ① お支払コースを指定したときに指定した金額（5千円又は1万円、ゴールドカードの場合は1万円。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします。）に次号の手数料を加算した額。
 - ② 手数料額は下記の方法で算出するものとします。
 - (i) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分として支払期日に後払いするものとします。
 - (ii) 新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条 毎月支払額の増額

当行が定める日までに当行所定の方法で申出を行い当行が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額して支払うことができるものとします。

第4条 キャッシング一括

マイ・ペイすリボ基準額を指定している会員のうち、当行が適当と認めた者についてはキャッシング一括を利用できるものとします。

第5条 マイ・ペイすリボの解約

マイ・ペイすリボを解約する場合は、当行所定の方法で申出を行うものとします。

第6条 マイ・ペイすリボの設定

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払いの利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当行が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、又は、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。

第7条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することによ

り、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第8条 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

<お支払例（お支払コース1万円の場合）>

8月1日～8月31日までに50,000円ご利用(実質年率18.0%の場合)

◆ 初回（9月26日）お支払（ご利用残高50,000円）

- ① お支払元金…10,000円
- ② 手数料…ありません
- ③ 弁済金…10,000円
- ④ お支払後残高…50,000円－10,000円＝40,000円

◆ 第2回（10月26日）お支払

- ① お支払元金…10,000円
- ② 手数料（9月27日～9月30日までの分）… $40,000円 \times 18.0\% \times 4日 \div 365日 = 78円$
- ③ 弁済金…10,078円（①10,000円＋②78円）
- ④ お支払後残高…40,000円－10,000円＝30,000円

◆ 第3回（11月26日）お支払

- ① お支払元金…10,000円
- ② 手数料（10月1日～10月31日までの分）
… $40,000円 \times 18.0\% \times 26日 \div 365日 + 30,000円 \times 18.0\% \times 5日 \div 365日 = 586円$

※ 支払期日をまたぐので元金が途中で変わります

- ③ 弁済金…10,586円（①10,000円＋②586円）
- ④ お支払後残高…30,000円－10,000円＝20,000円

以上